

佐世保市北部浄水場（仮称）統合事業

入札説明書

平成21年12月

佐 世 保 市

## 目 次

1 事業概要	1
1.1 事業名称	1
1.2 事業場所	1
1.3 管理者の名称	1
1.4 事業目的	1
1.5 対象施設及び対象業務	2
1.5.1 対象施設	2
1.5.2 対象業務	2
1.6 事業方式	3
1.7 事業のスケジュール	3
1.7.1 設計・建設期間	3
1.7.2 維持管理・運営期間	3
1.8 事業者の収入	3
1.8.1 対象施設の設計、建設及び撤去に係る対価	4
1.8.2 対象施設の維持管理・運営業務に係る対価	4
1.9 事業用地等の使用に関する事項	4
1.10 許認可等の取得に関する事項	4
1.11 法令等の遵守	4
2 入札の条件等	4
2.1 入札参加者の構成等	4
2.2 入札参加資格要件	5
2.2.1 共通の入札参加資格要件	5
2.2.2 各業務における入札参加資格要件	6
2.3 入札参加資格確認基準日	7
2.4 入札参加者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合の取扱い	7
2.4.1 入札参加資格確認基準日の翌日から入札書類の提出期限日までの間	7
2.4.2 入札書類の提出期限日の翌日から落札者決定の通知日までの間	7
2.5 調達コストの目安	7
2.6 入札保証金	8
2.7 公正な入札の確保	8
2.8 入札の延期等	8
2.9 入札の無効	8
2.10 留意事項	8
2.10.1 費用負担	8
2.10.2 使用言語、単位等	8
2.10.3 著作権	9
2.10.4 特許権等	9

2. 10. 5 提出書類の返却等 .....	9
2. 10. 6 提供資料の取扱い .....	9
2. 10. 7 その他 .....	9
3 入札等の日程 .....	9
4 入札の手続き等 .....	10
4. 1 説明会 .....	10
4. 1. 1 実施日時及び場所 .....	10
4. 1. 2 申込方法 .....	10
4. 1. 3 申込期限 .....	10
4. 2 施設調査及び資料閲覧 .....	10
4. 2. 1 実施期間 .....	10
4. 2. 2 実施場所 .....	10
4. 2. 3 申込方法 .....	10
4. 2. 4 申込期限 .....	11
4. 2. 5 閲覧資料 .....	11
4. 3 入札説明書等に関する質問の提出 .....	11
4. 3. 1 提出方法 .....	11
4. 3. 2 提出期間 .....	11
4. 3. 3 入札説明書等に関する質問への回答の公表 .....	11
4. 4 入札参加資格確認 .....	11
4. 4. 1 入札参加表明書、入札参加資格確認申請書等の提出 .....	11
4. 4. 2 入札参加資格確認結果の通知 .....	12
4. 5 第1次技術提案書の提出と技術対話 .....	12
4. 5. 1 第1次技術提案書の提出方法 .....	12
4. 5. 2 第1次技術提案書の提出期間 .....	12
4. 5. 3 技術対話 .....	12
4. 6 入札書類の提出 .....	12
4. 6. 1 技術提案書 .....	12
4. 6. 2 入札書及び入札価格内訳書 .....	13
4. 7 入札の辞退 .....	13
5 落札者の決定等 .....	13
5. 1 審査方式 .....	13
5. 2 技術評価委員会の設置 .....	14
5. 3 配点方針 .....	14
5. 4 各審査の内容 .....	14
5. 4. 1 入札参加資格審査 .....	14
5. 4. 2 第1次技術提案書の審査 .....	14
5. 4. 3 入札書類審査 .....	14
5. 5 開札 .....	15

5.5.1	日時	15
5.5.2	場所	15
5.5.3	総合評価点の算定と落札者の決定	15
5.6	契約手続き等	16
5.6.1	基本協定の締結	16
5.6.2	設計及び建設工事請負契約の締結	16
5.6.3	SPC の設立	16
5.6.4	維持管理及び運營業務委託契約の締結	16
5.6.5	契約締結に至らない場合	16
6	提出書類	17
6.1	入札参加資格確認時の提出書類	17
6.2	第1次技術提案時の提出書類	18
6.3	入札時の提出書類	19
7	本事業に関する問合せ先	20
	【様式1】説明会参加申込書	21
	【様式2】施設調査・資料閲覧申込書及び誓約書	22
	【様式3】入札説明書等に関する質問書	24
	【様式4-1】入札参加表明書（グループ用）	25
	【様式4-2】入札参加表明書（単独企業用）	27
	【様式5】入札参加資格確認申請書	28
	【様式6】入札辞退届	29
	【様式7】第1次技術提案書提出届	30
	【様式8】技術提案書提出届	31
	【様式9】入札書	32
	【様式10】入札価格内訳書	33
	【様式11】入札送付用封筒記載要領	34
	【様式12】委任状	35

本入札説明書は、佐世保市水道局（以下「本市」という。）が実施する佐世保市北部浄水場（仮称）統合事業（以下「本事業」という。）に係る入札参加希望者に交付するもので、別添の以下の書類と一体をなすものである（これらの書類を総称して、以下「入札説明書等」という。）。

- ① 要求水準書
- ② 技術評価基準
- ③ 基本協定書（案）
- ④ 設計及び建設工事請負契約書（案）
- ⑤ 維持管理及び運営業務に関する基本契約書（案）
- ⑥ 維持管理及び運営業務委託契約書（案）

入札参加希望者は、入札説明書等の内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成・提出すること。

なお、入札説明書等と本事業に係る実施方針（平成 21 年 10 月 9 日公表の変更版）、実施方針に関する質問への回答書（平成 21 年 10 月 9 日公表の修正版）、要求水準書（案）（平成 21 年 10 月 22 日公表）並びに実施方針（変更版）、実施方針に関する質問回答書（修正版）及び要求水準書（案）に関する質問への回答書（平成 21 年 12 月 11 日公表）とに相違がある場合は、入札説明書等の記載内容を優先するものとする。

## 1 事業概要

### 1.1 事業名称

佐世保市北部浄水場（仮称）統合事業

### 1.2 事業場所

佐世保市桜木町 7-16 佐世保市山の田浄水場内  
佐世保市瀬戸越 1 丁目 1452 佐世保市大野浄水場内

### 1.3 管理者の名称

佐世保市水道事業及び下水道事業管理者 吉村 敬一

### 1.4 事業目的

山の田浄水場と大野浄水場は、いずれも第二次世界大戦前の竣工施設であって老朽化が著しく、全体的な施設の更新が必要となっていることに加え、原水水質の悪化及びクリプトスポリジウムへの対策の必要性が生じていることから、本市は両浄水場を統合した膜ろ過方式による新浄水場（北部浄水場（仮称））を建設することとした。

本事業は、北部浄水場（仮称）について、建設費に対する国庫補助を前提として、将来にわたり安全・安定的かつ効率的な施設整備と維持管理等を実現するとともに、さらなるコスト縮減を図ることを目的に、民間事業者（以下「事業者」という。）の技術、ノウハウ等を活用した性能発注による設計、施工及び維持管理・運営一体の整備等を総合評価一般競争入札方式で実施するのである。

## 1.5 対象施設及び対象業務

本事業の対象施設及び対象業務は、以下のとおりである。

### 1.5.1 対象施設

本事業の対象施設は、新設対象施設及び撤去対象施設からなる。

#### (1) 新設対象施設

- ① 導水施設
- ② 原水調整池
- ③ 原水混和槽
- ④ 薬品注入設備
- ⑤ 浄水施設
- ⑥ 送水施設
- ⑦ 浄水池
- ⑧ 排水処理施設
- ⑨ 電気計装設備
- ⑩ 場内配管
- ⑪ 管理・膜ろ過棟
- ⑫ 環境対策施設
- ⑬ 付帯施設

#### (2) 撤去対象施設

- ① 着水井
- ② 緩速ろ過施設
- ③ 滅菌室
- ④ 砂倉庫
- ⑤ 場内配管

### 1.5.2 対象業務

本事業の対象業務は、新設対象施設の設計、新設対象施設の建設、撤去対象施設の撤去及び新設対象施設の維持管理・運営からなる。

#### (1) 新設対象施設の設計

- ① 基本設計
- ② 詳細設計
- ③ 設計に伴う各種申請等の補助
- ④ 国庫補助申請の補助

#### (2) 新設対象施設の建設

- ① 土木・建築工事
- ② 機械設備工事
- ③ 電気設備工事
- ④ 工事現場管理
- ⑤ 建設に伴う各種許認可申請

⑥ 周辺環境調査、電波障害等対策

### (3) 撤去対象施設の撤去

① 土木・建築工事

② 周辺環境調査、電波障害等対策

### (4) 新設対象施設の維持管理・運営

① 運転管理

② 保守点検

③ 水質管理

④ 修繕

⑤ 消耗品の調達及び管理

⑥ 膜交換

⑦ 薬品の調達及び管理

⑧ 光熱水燃料等の管理

⑨ 汚泥の運搬又は有効利用

⑩ 見学対応

⑪ 清掃

⑫ 植栽管理

⑬ 警備

⑭ 災害、事故及び緊急時対応

⑮ 事業終了時の引継ぎ

## 1.6 事業方式

本事業は、対象施設の設計、建設及び維持管理・運営を一括して事業期間を通じて発注する DBO (Design-Build-Operate) 方式により実施する。

なお、新設対象施設の建設に対しては、厚生労働省の水道施設整備費補助（高度浄水施設等）及び防衛省の民生安定施設補助を受ける予定であり、設計、建設及び撤去に必要な資金は本市が調達する。

## 1.7 事業のスケジュール

本事業の事業期間は、次のとおりである。

### 1.7.1 設計・建設期間

設計及び建設工事請負契約の締結日（平成 22 年 8 月下旬予定）から平成 27 年 3 月 31 日まで（約 4 年 7 ヶ月間）

### 1.7.2 維持管理・運営期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 42 年 3 月 31 日まで（15 年間）

## 1.8 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、以下のとおりである。詳細については、設計及び建設工事請負契約書（案）及び維持管理及び運營業務委託契約書（案）を参照のこと。

### 1.8.1 対象施設の設計、建設及び撤去に係る対価

本市は、設計及び建設工事請負契約書に定めるところにより、対象施設の設計業務及び工事に係る対価を支払う。

### 1.8.2 対象施設の維持管理・運營業務に係る対価

本市は、維持管理及び運營業務委託契約書に定めるところにより、対象施設の維持管理・運營業務に係る対価を支払う。

## 1.9 事業用地等の使用に関する事項

本事業の実施に必要な用地、既存設備等について、事業者は本市の許可を得てこれを無償で使用する事ができる。

## 1.10 許認可等の取得に関する事項

本事業に関する水道法に基づく事業認可変更の届出は、本市が実施する。届出の時期は、事業者の決定後、可及的速やかに行う予定である。事業者は、届出に必要な図書の作成等について本市に協力すること。また、事業者は、本市が行うその他の各種申請等についても、本市の支援を行うこととする。

本市は、事業者が本事業の実施に必要な各種許認可等を取得する場合、可能な範囲で協力を行う。

## 1.11 法令等の遵守

事業者は、本事業の実施に当たって、水道法その他の関係する法令、条例、規則、基準等を遵守しなければならない。詳細については、要求水準書を参照のこと。

## 2 入札の条件等

### 2.1 入札参加者の構成等

入札参加者（2.3 に示す入札参加資格の確認を受けた入札参加希望者をいう。以下同じ。）の構成等は次のとおりとする。

- ① 入札参加者の構成等は、入札参加者が以下の2種から選択し構成するものとする。
  - ・入札参加資格申請時に佐世保市内に本店又は支店・営業所等を有する者。ただし、支店・営業所等を有する者については、当該支店・営業所等に20人以上の職員を雇用し、かつ契約締結権を有する者（以下「市内業者」という。）が単独で構成する。
  - ・市内業者を含む複数企業により構成する。なお、構成内容の如何によらず以下「グループ」という。
- ② グループを構成する企業（以下「構成員」という。）の数の上限は任意とするが、本事業の実施に関して各々の構成員が適切な役割を担う必要がある。グループは、構成員を代表する企業1社（以下「代表企業」という。）を定め、代表企業が入札参加の申請を行い、入札に参加する。
- ③ 入札参加者は、対象施設の設計業務を行う企業（以下「設計企業」という。）、対象施設の建設及び撤去を行う企業（以下「建設企業」という。）並びに対象施設の維持管理・運營業務を行う企業（以下「維持管理企業」という。）により構成されることを基本とする。



- ④ 落札者は、本事業に関する基本協定の締結後、維持管理及び運營業務委託契約の締結までに、対象施設の維持管理・運營業務の遂行を事業目的とする特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立する。
- ⑤ 構成員のうち、SPCに出資をする者は「出資予定会社」とし、SPCに出資をしない者は「協力会社」とする。なお、代表企業、設計企業、建設企業のうち膜ろ過装置の設置工事を行う企業及び維持管理企業のうち膜ろ過装置の運転管理を実施する企業は、すべて出資予定会社となる必要がある。代表企業の株式保有割合は、SPCの設立から維持管理・運営期間の終了まで100分の50以上とし、また構成員のうち市内業者の株式保有割合の合計は、SPCの設立から維持管理・運営期間の終了まで100分の30以上としなければならない。
- ⑥ グループは、入札参加資格確認申請時に、代表企業及びその他の構成員の企業名、出資予定会社及び協力会社の別並びに各々の役割分担を明らかにするとともに、設計業務及び工事について代表企業と各構成員との間で業務等の分担に関する協定を締結していること。なお、当該設計業務及び工事の分担に関する協定では、市内業者が分担する業務等は、建設工事請負代金の100分の20以上相当になるよう努めなければならない。
- ⑦ 出資予定会社は、他のグループの構成員になることができない。ただし、脱水機機器メーカーや市内業者等が協力会社として複数グループに参加することは可能である。なお、この場合においては、当事者間で秘密保持協定を締結する等、情報漏洩等に対する措置を講じること。

## 2.2 入札参加資格要件

### 2.2.1 共通の入札参加資格要件

- ① 「佐世保市工事請負契約等に係る指名停止の措置要領」に基づく指名停止又は指名除外の措置を受けていない者であること。
- ② 会社更生法第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法第21条第1項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定に基づく再生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続きの開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、経営事項審査を受け佐世保市建設工事・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書を再度提出し、受理された者を除く。）
- ③ 入札参加資格申請時に、法人税、佐世保市の市税・国民健康保険税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
  - ・ 佐世保市内に本店又は支店・営業所等がある者は、佐世保市の市税・国民健康保険税、消費税及び地方消費税
  - ・ 佐世保市内に本店又は支店・営業所等がない者は、本店の法人税、消費税及び地方消費税
- ④ 事業者の募集及び選定に係るアドバイザー業務に関わっている法人又はその関連会社でないこと。事業者の募集及び選定に係るアドバイザー業務に関与した者は次のとおりである。
  - ・ 日本上下水道設計株式会社

- ・ 西村あさひ法律事務所

## 2.2.2 各業務における入札参加資格要件

入札参加者は、対象施設の設計、建設及び撤去並びに維持管理・運営の各業務を行うものとして、以下の各項の要件を全て満たすこと。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることができる。

### (1) 設計企業に関する要件

設計企業は、次の各要件をすべて満たすこと。

- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ② 平成 21 年度佐世保市建設工事・建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ③ 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に定める技術士で、上水道及び工業用水道の選択科目を選択し、上下水道部門の資格を有する者が 1 名以上在籍していること。

### (2) 建設企業に関する要件

建設企業は、次の各要件をすべて満たすこと。建設企業が複数の場合は、当該企業全体で次の各要件のすべてを満たせばよい。

- ① 建設企業のうち膜ろ過装置の設置工事を行う企業について、平成 10 年 4 月以降において 1,000m<sup>3</sup>/日以上（公称能力）の処理能力を有する膜ろ過浄水場（上水道に限る。）の建設実績（稼働済みの実績に限る。）を有すること。
- ② 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、土木一式工事、建築一式工事、機械器具設置工事及び電気工事等のそれぞれの工事につき、各々の担当する工事の特定建設業の許可を受けていること。
- ③ 平成 21 年度佐世保市建設工事入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ④ 入札参加資格確認基準日（下記 2.3 参照）において、建設業法に規定する総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書で最新のもの）の総合評定値（P 点）が土木一式工事については 750 点以上、建築一式工事については 700 点以上、機械器具設置工事及び電気工事については 650 点以上であること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも 1 社がその要件を満たすこと。
- ⑤ 土木工事業に係る監理技術者の資格を有する者又は主任技術者となりうる国家資格を有する者を営業所専任技術者と別に工事現場に専任で配置できること。なお、配置する監理技術者の資格を有する者又は主任技術者となりうる国家資格を有する者は、当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加資格確認申請書の提出日を含め連続して 3 ヶ月以上）にあること。
- ⑥ 市内業者が参加していること。

### (3) 維持管理企業に関する要件

維持管理企業は、次の各要件をすべて満たすこと。維持管理企業が複数の場合は、当該企業全体で次の各要件のすべてを満たせばよい。

- ① 国内において平成 10 年 4 月以降、10,000m<sup>3</sup>/日以上（公称能力）の処理能力を有する浄水場

(上水道に限る。)の維持管理実績を有すること。ただし、浄水方法が消毒のみの施設の維持管理実績、夜間若しくは休日のみ維持管理実績又は排水処理施設のみ維持管理実績は認めない。

- ② 平成 21 年度佐世保市建設工事入札参加資格者名簿又は平成 21 年度佐世保市物品等入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ③ 水道法第 19 条第 3 項及び同法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）第 6 条に規定される資格を有する者が 1 名以上在籍していること。また、同法第 24 条の 3 に定める受託水道業務技術管理者として SPC に在籍し、本施設に常勤できること。
- ④ 市内業者が参加していること。

### 2.3 入札参加資格確認基準日

入札参加希望者は、上記 2.2 に示す入札参加資格要件を満たすことを明らかにするため、後述「4.4 入札参加資格確認」に示す手続きにより入札参加資格の確認を受けなければならない。入札参加資格確認基準日は、入札参加資格確認申請書（様式 5）の提出締切日（平成 22 年 2 月 10 日（水））とする。

### 2.4 入札参加者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合の取扱い

入札参加者が 2.2 に示す入札参加資格要件のいずれかを満たさなくなった場合には、次の要領により取り扱う。

#### 2.4.1 入札参加資格確認基準日の翌日から入札書類の提出期限日までの間

##### (1) 代表企業

2.2 に示す入札参加資格要件のいずれかを満たさなくなった者が代表企業である場合は、当該企業が請け負い、又は受託する予定であった業務について 2.2.2 の入札参加資格要件を満たす者が当該グループの構成員の中に存在し、かつ当該入札参加資格要件の確認を新たに受けた上で、グループの構成員の中から新たに代表企業を立てる場合に限り、入札参加資格を認める。この場合、当初の代表企業はグループから排除すること。

##### (2) 代表企業以外の出資予定会社又は協力会社

2.2 に示す入札参加資格要件のいずれかを満たさなくなった者が代表企業以外の出資予定会社又は協力会社の場合は、当該企業が請け負い、又は受託する予定であった業務について、2.2.2 の入札参加資格要件の確認を新たに受けた上で、構成員の役割分担の変更又は構成員の追加を認める。この場合、共通の入札参加資格要件のいずれかを満たさなくなった出資予定会社又は協力会社はグループから排除すること。

#### 2.4.2 入札書類の提出期限日の翌日から落札者決定の通知日までの間

当該入札参加者のした入札を無効とする。

### 2.5 調達コストの目安

本事業の調達コストの目安は、次のとおりである。

金 9,850,000,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

## 2.6 入札保証金

入札保証金は免除する。

## 2.7 公正な入札の確保

- ① 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。
- ② 入札参加者は、入札に当たって、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について如何なる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければならない。
- ③ 入札参加者は、落札者決定までの期間に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- ④ 入札参加者は、入札に際して、上記の他、佐世保市財務規則（昭和 44 年佐世保市規則第 9 号）その他の入札に関する関係法令等を遵守しなければならない。

## 2.8 入札の延期等

本市は、次の場合には入札の延期又は中止をする。この場合、入札参加者が損害を受けることがあっても、本市は、その賠償の責を負わない。

- ① 4.4.2 に示す入札参加資格確認結果の通知日において、入札参加者が 1 者以下であった場合
- ② 郵便事情等により事故が発生した場合で、本市が必要があると認めるとき
- ③ 不正な行為等により、本市が必要があると認めるとき

## 2.9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 入札参加資格がない者のした入札
- ② 委任状のない代理人のした入札
- ③ 入札書（様式 9、以下同じ。）に事業名の記載がないもの、入札価格の記載がないもの、入札価格を訂正したもの、記名押印のないもの又は記載事項が不明で判読しにくいもの
- ④ 同一事項の入札について 2 通以上の入札書を提出したもの
- ⑤ 入札の際に不正の行為があったと認められるもの
- ⑥ 送付された入札書が到達期限（平成 22 年 6 月 30 日（水））までに郵便事業株式会社佐世保支店に到達しないもの
- ⑦ 要求水準書に示す要求水準を満たしていないと認められる技術提案書を提出した入札参加者の入札
- ⑧ 入札価格内訳書（様式 10）を入札書とともに郵送しなかった者、又は入札価格内訳書に著しく不備がある者のした入札

## 2.10 留意事項

### 2.10.1 費用負担

入札参加に当たっての費用は、すべて入札参加者の負担とする。

### 2.10.2 使用言語、単位等

入札に際して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通

貨は日本円、時刻は日本標準時とする。

### 2.10.3 著作権

入札参加者の提出書類に含まれる著作物の著作権は、当該入札参加者に帰属する。ただし、提案審査結果の公表その他本市が本事業に関し必要と認める用途に用いるときは、本市は、当該入札参加者に事前に通知した上で、必要な範囲でこれを無償で使用することができる。

### 2.10.4 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、運転管理方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った入札参加者が負う。

### 2.10.5 提出書類の返却等

入札参加者から提出された書類は返却しない。また、提出後における修正、差し替え又は再提出は、本市が指示をした場合を除き認めない。

### 2.10.6 提供資料の取扱い

入札に際して本市が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、入札に係る検討の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく、第三者にこれを使用させたり、又は内容を提示してはならない。

### 2.10.7 その他

本市は、入札説明書等に定めるものの他、入札の実施に関して必要な事項が生じた場合には、本事業に係るホームページ（「7 本事業に関する問合せ先」に示す URL。以下同じ。）を通じて入札参加者に通知する。また、入札公告以降、入札説明書等を補完又は修正する追加資料を本市が公表した場合は、当該追加資料が入札説明書等の記載内容に優先するものとする。なお、追加資料の公表は本事業に係るホームページで行う。

## 3 入札等の日程

入札等の日程は、表 3-1 のとおり予定している。

表 3-1 入札等の日程（予定）

項目	日程
入札公告及び入札説明書等の公表	平成 21 年 12 月 18 日(金)
説明会	平成 22 年 1 月 6 日(水)
施設調査及び資料閲覧	平成 22 年 1 月 7 日(木) ～平成 22 年 3 月 29 日(月)
入札説明書等に関する質問の受付	平成 22 年 1 月 7 日(木) ～平成 22 年 1 月 15 日(金)
入札説明書等に関する質問への回答公表(入札参加資格に関するもの)	平成 22 年 1 月 22 日(金)
入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の提出期限	平成 22 年 2 月 10 日(水)
入札説明書等に関する質問への回答公表(入札	平成 22 年 2 月 15 日(月)

項目	日程
参加資格に関するもの以外)	
入札参加資格確認結果の通知	平成 22 年 2 月 18 日(水)
第 1 次技術提案書の提出期限	平成 22 年 4 月 9 日(金)
第 1 次技術提案書に関する技術対話	平成 22 年 4 月下旬
技術提案書の提出期限	平成 22 年 6 月 11 日(金)
入札書及び入札価格内訳書の到達期限	平成 22 年 6 月 30 日(水)
開札、入札結果の発表及び落札者決定の通知	平成 22 年 7 月 1 日(木)
審査結果及び審査講評の公表	平成 22 年 7 月上旬
基本協定の締結	平成 22 年 7 月上旬
設計及び建設工事請負契約の締結	平成 22 年 8 月下旬
維持管理及び運營業務に関する基本契約、並びに維持管理及び運營業務委託契約の締結	基本協定の締結日から平成 26 年 12 月 26 日までの間

## 4 入札の手続き等

### 4.1 説明会

入札参加希望者に対して、以下のとおり説明会を実施する。なお、説明会の会場で入札説明書等は配布しない。

#### 4.1.1 実施日時及び場所

平成 22 年 1 月 6 日(水) 午後 1 時 30 分から午後 3 時まで、水道局本庁舎 4 階研修室において開催する。

#### 4.1.2 申込方法

記入済みの説明会参加申込書(様式 1)を添付し、「7 本事業に関する問合せ先」に示すメールアドレスに宛てた電子メールにより提出すること。

#### 4.1.3 申込期限

平成 22 年 1 月 5 日(火) 午後 5 時までとする。

### 4.2 施設調査及び資料閲覧

入札参加希望者に対して、以下のとおり施設調査及び資料閲覧の期間を設ける。

#### 4.2.1 実施期間

平成 22 年 1 月 7 日(木) から平成 22 年 3 月 29 日(月)までの期間において、入札参加希望者が希望する日時を参考に本市が調整、指定した日時とする。

#### 4.2.2 実施場所

施設調査は山の田浄水場及び大野浄水場において、資料閲覧は水道局本庁舎において実施する。

#### 4.2.3 申込方法

記入済みの施設調査・資料閲覧申込書及び誓約書(様式 2)を添付し、4.1.2 に記載する方法により提出すること。

#### 4.2.4 申込期限

平成 22 年 3 月 23 日（火）午後 5 時までとする。

#### 4.2.5 閲覧資料

閲覧が可能な資料は、以下のとおりである。

番号	名称	閲覧方法
1	山の田浄水場及び大野浄水場 一般平面図	① 紙資料の閲覧 ② 左記電子データを収納した CD-ROM の貸出し
2	山の田浄水場及び大野浄水場 場内配管図	
3	山の田浄水場及び大野浄水場 水位関係図	
4	地質調査報告書	
5	山の田浄水場及び大野浄水場 原水・浄水の水量及び水質データ(平成 16～20 年度の 5 ヶ年分)	
6	標準的な原水水質の算定根拠資料	
7	その他、実施方針(変更版)、実施方針に関する質問回答書(修正版)、実施方針(変更版)に対する質問回答書、及び要求水準書(案)に関する質問回答書において提示する資料	

#### 4.3 入札説明書等に関する質問の提出

入札説明書等の内容に関して質問がある場合は、以下のとおり提出すること。

##### 4.3.1 提出方法

記入済みの入札説明書等に関する質問書（様式 3）を添付し、4.1.2 に記載する方法により提出すること。なお、ファイル形式は Microsoft Word 形式とし、PDF 等その他の形式は不可とする。

##### 4.3.2 提出期間

平成 22 年 1 月 7 日（木）から平成 22 年 1 月 15 日（金）17 時まで

##### 4.3.3 入札説明書等に関する質問への回答の公表

入札説明書等に関する質問への回答は、入札参加資格に関するものについては平成 22 年 1 月 22 日（金）に、それ以外のものについては平成 22 年 2 月 15 日（月）に、それぞれ本事業に係るホームページで公表する。また、回答の公表に当たっては質問者を匿名化する。

#### 4.4 入札参加資格確認

##### 4.4.1 入札参加表明書、入札参加資格確認申請書等の提出

入札参加希望者は、「6.1 入札参加資格確認時の提出書類」に示す書類を以下のとおり提出すること。

###### (1) 提出方法

「7 本事業に関する問合せ先」宛に持参又は郵送（書留）により提出すること。代表企業以外の者が持参する場合は、委任状（様式 12、以下同じ。）を持参すること。

###### (2) 提出期間

###### ① 持参による場合

平成 22 年 2 月 8 日（月）から平成 22 年 2 月 10 日（水）までの各日午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、正午から午後 1 時までを除く。

###### ② 郵送（書留）による場合

平成 22 年 2 月 8 日（月）から平成 22 年 2 月 10 日（水）の午後 5 時まで。

#### 4.4.2 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認結果は、平成 22 年 2 月 18 日（木）までに、代表企業に対して書面で通知する。この場合、入札参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付記する。また、入札参加者が 1 者以下であった場合は、本市はその旨を速やかに本事業に係るホームページで公表する。

#### 4.5 第 1 次技術提案書の提出と技術対話

事業者の高度な技術と優れた創意工夫の活用を図るとともに、本事業の内容や要求水準に対する入札参加者の理解を深めるため、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）に基づき、入札書類の提出に先立ち、第 1 次技術提案書の提出を求め、これに基づき技術対話を行う。入札参加者は、「6.2 第 1 次技術提案時の提出書類」に示す書類を以下のとおり提出すること。

##### 4.5.1 第 1 次技術提案書の提出方法

「7 本事業に関する問合せ先」宛に持参又は郵送等により提出すること。代理人が持参して提出する場合は、委任状を持参すること。

##### 4.5.2 第 1 次技術提案書の提出期間

###### (1) 持参による場合

平成 22 年 4 月 5 日（月）から平成 22 年 4 月 9 日（金）までの各日午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、正午から午後 1 時までを除く。

###### (2) 郵送等による場合

平成 22 年 4 月 5 日（月）から平成 22 年 4 月 9 日（金）の午後 5 時まで。

##### 4.5.3 技術対話

「5.2 技術評価委員会」に示す委員会と入札参加者との間で、第 1 次技術提案書に関する技術対話を行う。技術対話の日時、場所等の詳細は、平成 22 年 4 月中旬を目途に代表企業に通知する。

なお、技術対話の内容については、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、技術対話の終了後、本事業に係るホームページで公表する。

#### 4.6 入札書類の提出

入札参加者は、技術対話を踏まえて適宜第 1 次技術提案書の改善等を行い、以下のとおり「6.3 入札時の提出書類」に示す書類（以下「入札書類」という。）を提出すること。

##### 4.6.1 技術提案書

###### (1) 提出方法

技術提案書は、「7 本事業に関する問合せ先」に持参又は郵送等により提出すること。代理人が持参して提出する場合は、委任状を持参すること。

###### (2) 提出期限

平成 22 年 6 月 7 日（月）から平成 22 年 6 月 11 日（金）までの各日午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、正午から午後 1 時までを除く。



## 4.6.2 入札書及び入札価格内訳書

### (1) 提出方法

一般書留又は簡易書留で到達期限までに、「郵便事業株式会社佐世保支店」に到達するよう郵送すること。持参による提出は認めない。

### (2) 到達期限

開札日の前日（平成22年6月30日（水））とする。なお、入札書及び入札価格内訳書は、郵便事業会社佐世保支店から本市に到達したときをもって提出があったものとみなす。

## 4.7 入札の辞退

入札参加者は、開札の前日まで随時入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式6）を「7 本事業に関する問合せ先」に持参すること（土、日及び祝祭日を除く午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。）。持参以外の方法による提出は認めない。代理人により提出する場合は、委任状を持参すること。

なお、入札を辞退した入札参加者が、これを理由として次回以降の入札等で不利益な扱いを受けることはない。

## 5 落札者の決定等

### 5.1 審査方式

本事業では、事業者の有する専門的な知識やノウハウを活用することが必要であることから、事業者の選定にあたっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づく総合評価一般競争入札方式を採用し、入札価格のほか技術提案の非価格要素を含めて総合的に評価する。落札者決定のフローを図5-1に示す。

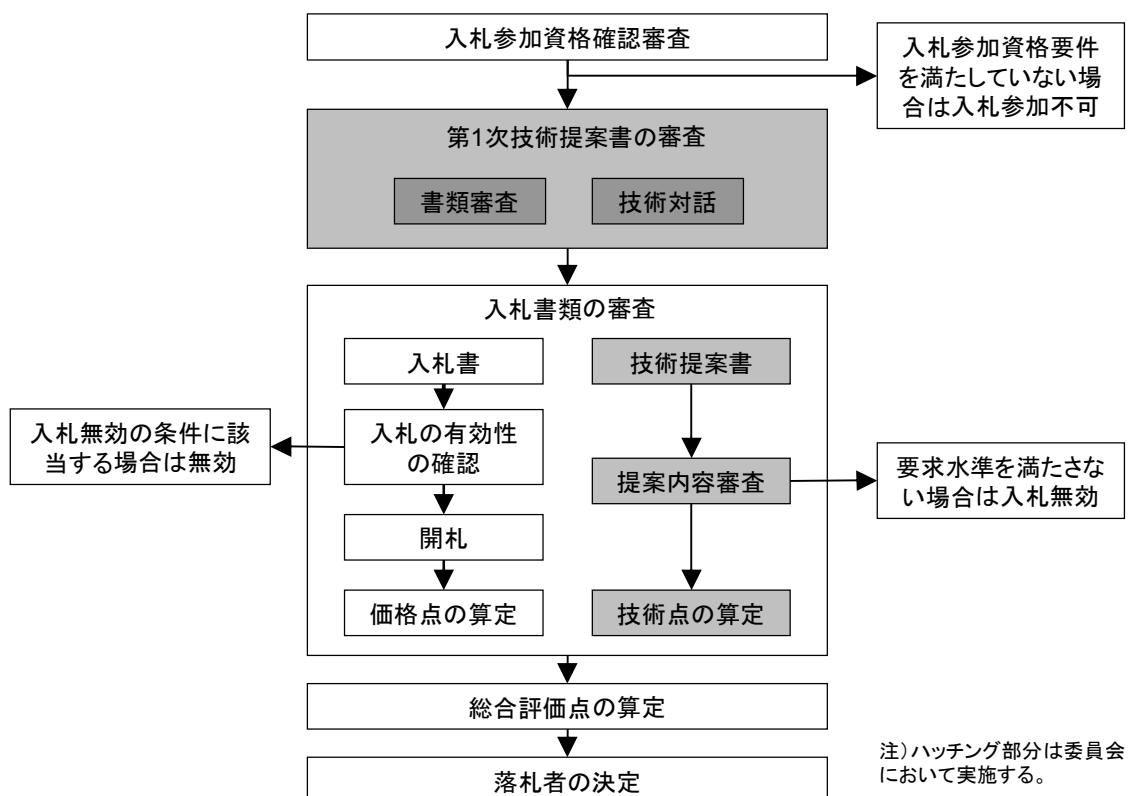


図 5-1 落札者決定フロー

## 5.2 技術評価委員会の設置

本市は、第1次技術提案書及び技術提案書の審査並びに「4.5.3 技術対話」に示す技術対話を専門的知見に基づいて実施するため、「佐世保市北部浄水場（仮称）統合事業技術評価委員会」（以下「委員会」という。）を設置している。委員会の委員は、表 5-1 のとおりである。なお、入札参加者が、落札者の決定前までに、本事業について委員会の委員に直接・間接を問わず接触した場合は失格とする。

委員会は、技術評価基準に基づき第1次技術提案書及び技術提案書の審査を行う。

表 5-1 委員会の委員

区分	氏名	所属・役職
委員長	茂庭 竹生	東海大学 名誉教授
委員	神野 健二	九州大学大学院工学研究院 教授
委員	谷口 元	財団法人水道技術研究センター 技術顧問
委員	光富 龍彦	佐世保経済経営研究所 代表
委員	平元 明	プラントシステムアドバイザー

## 5.3 配点方針

技術点と価格点の配点は、350点及び150点を満点とし、技術点と価格点を加算して得られる合計点を総合評価点とする。

総合評価点＝技術点（350点満点）＋価格点（150点満点）

## 5.4 各審査の内容

### 5.4.1 入札参加資格審査

本市は、入札参加希望者から提出された入札参加資格確認申請書類に基づき、入札説明書に記載する入札参加資格要件を満たしていることを確認する。当該確認ができない入札参加希望者は、入札に参加することができない。

### 5.4.2 第1次技術提案書の審査

#### (1) 審査の方法

第1次技術提案書の審査は、委員会において技術評価基準に従って実施するが、この段階で合否の判定は行わない。

#### (2) 技術対話

技術対話は、第1次技術提案書の審査の一環として、第1次技術提案書を提出したすべての入札参加者に対して委員会が個別に実施する。

### 5.4.3 入札書類審査

#### (1) 入札の有効性の確認

本市は、提出された入札書（入札価格内訳書を含む。以下同じ。）について、「2.9 入札の無効」に記載する各条件への該当の有無を確認し、いずれかに該当する入札は無効とする。

#### (2) 技術提案書の審査と技術点の算定

技術提案書の審査と技術点の得点化は、委員会において技術評価基準に従って実施する。委

員会の審査により技術提案書が要求水準を満たしていないと認められる場合は、本市は、当該技術提案書を提出した入札参加者がした入札を無効とする。

## 5.5 開札

以下の日時及び場所において、代表企業又はその代理人の立会いの上、入札書を開札する。代表企業又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない本市の職員を立ち合わせて行う。立会人は、1入札参加者につき1名とする。代理人が立ち会う場合は、委任状を当日持参すること。

### 5.5.1 日時

平成22年7月1日（木）13時30分

### 5.5.2 場所

佐世保市八幡町4-8 佐世保市役所水道局4階入札室

### 5.5.3 総合評価点の算定と落札者の決定

#### (1) 価格点の算定

本市は、提出された入札書を開札し、以下の方法により価格点を算定する。

- ① 予定価格を上回る入札は、価格点を0点とする。
- ② 入札参加者中、入札書に記載された金額が予定価格以下で、かつ最低金額を提示した者を1位とし、配点の満点である150点を付与する。
- ③ ①及び②以外の入札参加者の得点は、1位の価格（最低入札価格）との比率の小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位まで求める。

$\text{価格点} = \text{価格の配点} \times \text{入札参加者中の最低入札価格} \div \text{当該入札参加者の入札価格}$
--

(算出例)

A グループ：入札価格 70 億円（入札参加者中の最低価格）

価格点 150.00 点

B グループ：入札価格 80 億円

価格点の満点 150 点  $\times$  70 億円  $\div$  80 億円 = 131.25 点

#### (2) 落札者の決定

本市は、価格点に委員会の審査による技術点を加算して総合評価点を算定し、総合評価点が最も高い入札参加者を落札者とする。落札者名は、開札場所において開札立会人全員に対して口頭で周知する。

なお、総合評価点が同点の入札参加者が2者以上あるときは、価格点が最も高い入札参加者を落札者とする。また、価格点及び技術点の双方が同点の入札参加者が2者以上あるときは、佐世保市財務規則に基づきくじ引きで落札者を決定する。

#### (3) 入札結果の通知等

本市は、落札者の決定結果を直ちに代表企業に通知するとともに、本事業に係るホームページで公表する。なお、電話等による問合せには応じない。

また、審査結果（総合評価点）は、技術点の審査に関する委員会の講評と合わせて速やかに本事業に係るホームページで公表する（平成22年7月上旬予定）。

## 5.6 契約手続き等

### 5.6.1 基本協定の締結

本市は、落札者決定後、速やかに落札者と本事業に関する基本協定を締結する。詳細については、基本協定書（案）を参照のこと。

### 5.6.2 設計及び建設工事請負契約の締結

本市は、基本協定に基づき、本事業に係る設計業務及び工事に関し、落札者と設計及び建設工事請負契約を締結する。詳細は、設計及び建設工事請負契約書（案）を参照のこと。

### 5.6.3 SPC の設立

落札者は、設計及び建設工事請負契約の締結後、維持管理及び運營業務委託契約の締結に先立ち、基本協定に基づき、SPC を株式会社として佐世保市内に設立する。詳細は、基本協定書（案）を参照のこと。

### 5.6.4 維持管理及び運營業務委託契約の締結

本市は、維持管理・運営期間の開始に先立ち、基本協定に基づき、本事業に係る維持管理・運營業務に関し、SPC の出資会社及び SPC と基本契約を、また SPC と維持管理及び運營業務委託契約を各々締結する。詳細については、維持管理及び運營業務に関する基本契約書（案）、並びに維持管理及び運營業務委託契約書（案）を参照のこと。

### 5.6.5 契約締結に至らない場合

本市は、落札者と契約締結に至らなかったときは、入札書類審査結果の上位者から順に契約交渉を行う場合がある。

## 6 提出書類

入札参加資格確認及び入札に際して提出すべき書類は、以下のとおりである。

### 6.1 入札参加資格確認時の提出書類

入札参加資格確認申請時は、以下（表 6-1）の書類をまとめて1部提出すること。

表 6-1 入札参加資格確認申請時の提出書類

提出書類		様式	留意事項
入札参加表明書		様式 4	
入札参加資格確認申請書		様式 5	
添付書類	登記簿謄本	—	入札公告日以降に交付されたものを構成員すべてが提出すること。
	定款	—	最新のものをご構成員すべてが提出すること。
	国税に係る納税証明書	—	直近1ヶ年度分の納税証明書「その3の3」をご構成員すべてが提出すること。
	佐世保市税に係る納税証明書	—	・直近1ヶ年度分の法人市民税及び固定資産税に係る納税証明書 ・構成員のうち、佐世保市に納税義務のある企業すべてが提出すること。
設計企業	一級建築士事務所登録を証明する書類	—	設計企業すべてが提出すること。
	技術士(上下水道部門、選択科目:上水道及び工業用水道)の有資格者が1名以上在籍していることを証明する書類	—	
建設企業	公称能力 1,000m <sup>3</sup> /日以上処理能力を有する膜ろ過浄水場(上水道に限る。)の建設実績を証明する書類	—	・平成10年4月以降の建設実績(稼働済みのものに限る。)を確認できる契約書、仕様書等の写し(1件以上)。 ・膜ろ過装置の設置工事を行う企業が提出すること。
	特定建設業の許可を受けていることを証明する書類	—	建設企業の該当する企業が提出すること(写しで可)。
	経営事項審査に基づく総合評定値通知書	—	
維持管理企業	公称能力 10,000m <sup>3</sup> /日以上処理能力を有する浄水場(上水道に限る。)の維持管理実績を証明する書類	—	・平成10年4月以降の維持管理実績を確認できる契約書、仕様書等の写し(1件以上) ・維持管理企業で当該実績を有する企業のうち、少なくとも1社が提出すること。
	水道法第19条第3項及び同法施行令第6条に規定される資格を有する者が1名以上在籍していることを証明する書類	—	維持管理企業で、当該資格を有する者が在籍している企業のうち、少なくとも1社が提出すること(写しで可)。

提出書類		様式	留意事項
	設計業務及び工事に関して、代表企業とグループ各構成員間の業務分担に関する協定書又はその覚書	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単独企業の場合は提出は不要である。</li> <li>・少なくとも次の事項を含むこと。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①代表企業の権限</li> <li>②各構成員の分担業務と価額</li> <li>③取引金融機関</li> <li>④構成員間の必要経費の分配方法</li> <li>⑤共通費用の分担方法</li> <li>⑥構成員相互間の責任の分担</li> <li>⑦設計・建設期間における構成員の破産又は解散に対する処置</li> </ol> </li> </ul>
	直近の決算における法人市民税の確定申告書(第20号様式)の写し	—	市内業者のみが提出すること。

## 6.2 第1次技術提案時の提出書類

表 6-2 第1次技術提案時の提出書類

提出書類	様式	部数	留意事項
第1次技術提案書提出届	様式7	1部	
第1次技術提案書	自由	15部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下記 6.3 (表 6-3)に示す技術提案書の各項目を概略網羅した内容とすること。</li> <li>・A4 版ファイル綴じとする。図面等で A3 版を使用する場合は A4 版に折り込むこと。</li> <li>・文字サイズは、10 ポイント以上とする。ただし、図表中及び図面中の文字サイズについては、この限りでない。</li> <li>・入札参加者名が特定されるような名称、マーク等の記載を行わないこと。</li> <li>・文字数及び枚数の制限は設けないが、簡潔かつ明瞭に記述すること。</li> <li>・提案の根拠となる参考価格を示すこと。</li> </ul>

### 6.3 入札時の提出書類

表 6-3 入札時の提出書類

提出書類	摘要	様式	部数	留意事項
技術提案書提出届		様式 8	1 部	
技術提案書		自由	15 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A4 版ファイル綴じとする。図面等で A3 版を使用する場合は A4 版に折り込むこと。</li> <li>・文字サイズは、10 ポイント以上とする。ただし、図表中及び図面中の文字サイズは、この限りでない。</li> <li>・入札参加者名が特定されるような名称、マーク等の記載を行わないこと。</li> <li>・文字数及び枚数の制限は設けないが、簡潔かつ明瞭に記述すること。</li> <li>・左記②～④の各提案書では、適宜、⑤設計根拠図書及び添付資料の参照箇所を明示すること。</li> <li>・左記④3)の温室効果ガス(CO<sub>2</sub>)発生量の試算に用いる換算原単位は、「浄水施設を対象とした LCA 実務マニュアル」(2008 年、水道技術研究センター)及び同書で引用された「LCA 実務入門」(1998 年、産業環境管理協会)資料編 Appendix3 の各項目別「代表値」を用いること。</li> </ul>
①第 1 次技術提案書からの変更箇所調書				
②設計に関する提案書	下記 1)～4)項は独立させること。それ以外の項目構成は自由とする。			
1) 浄水処理フロー				
2) 配置計画				
3) 各施設の施設計画				
4) 環境への配慮	景観への配慮及び温室効果ガス発生抑制に関する提案を含めること。			
③建設に関する提案書	下記 1)～2)項は独立させること。それ以外の項目構成は自由とする。			
1) 施工計画				
2) 環境への配慮	騒音・振動・安全対策を含めること。			
④維持管理に関する提案書	下記 1)～3)項は独立させること。それ以外の項目構成は自由とする。			
1) 各業務の実施計画				
2) 事業の継続性の確保				
3) 環境への配慮	温室効果ガス発生抑制策と発生量の試算値を含めること。			
⑤設計根拠図書(計算書、図面等)及び添付資料	設計・建設費と維持管理運営費の主要施設別・業務別内訳と各々の算出根拠を含めること。			
⑥技術提案書の電子データ一式(CD-ROM)		—	1 部	技術提案書を通して印刷できるようにした PDF 形式データとすること。
入札書		様式 9	1 部	様式 11(入札送付用封筒記載要領)に従い郵送すること。
入札価格内訳書		様式 10		

## 7 本事業に関する問合せ先

佐世保市水道局 上下水道建設課上水道計画建設グループ

所 往 地 〒857-0028 佐世保市八幡町4番8号

電 話 0956-24-1151 (代表) 内線 3549

F A X 0956-25-9685

電子メール [hokubutougou@city.sasebo.lg.jp](mailto:hokubutougou@city.sasebo.lg.jp)

U R L <http://www.city.sasebo.nagasaki.jp/SUIDOU/>



【様式 1】説明会参加申込書

平成 年 月 日

佐世保市水道事業及び下水道事業管理者 吉村 敬一

説明会参加申込書

「佐世保市北部浄水場（仮称）統合事業」に関する説明会への参加について、以下のとおり申し込みます。

会 社 名		
所 在 地		
担 当 者	氏 名	
	所 属 ・ 役 職	
	電 話	
	F A X	
	E メールアドレス	
参 加 者	氏 名	所 属

注 1) 説明会会場の都合上、参加者は 1 社につき 5 名までとする。

注 2) 説明会では入札説明書等は配布しない。

【様式 2】施設調査・資料閲覧申込書及び誓約書

(1/2)

平成 年 月 日

施設調査・資料閲覧申込書及び誓約書

佐世保市水道事業及び下水道事業管理者 吉村 敬一

申込者 会社名 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_  
代表者 \_\_\_\_\_ 印  
担当者氏名 \_\_\_\_\_  
所 属 \_\_\_\_\_  
連 絡 先 \_\_\_\_\_  
電 話 \_\_\_\_\_  
F A X \_\_\_\_\_  
E メールアドレス \_\_\_\_\_

「佐世保市北部浄水場（仮称）統合事業」に関する施設調査及び資料の閲覧について、以下のとおり申し込みます。

また、施設調査と資料閲覧に際しては、以下の事項を遵守することを誓約します。

- (1) 浄水場では、特に衛生面に留意し、浄水場の運転に支障を与えないこと。立ち入る場所や期間によって本市が検便検査の結果を求める場合にはこれに協力すること。場内の喫煙は指定場所にて行うこと。
- (2) 施設調査において本市又は第三者に損害を与えた場合は、当該損害の賠償責任を負うこと。
- (3) 施設調査において申込者側に発生した事故等については、本市は一切の責任を負わない。
- (4) 施設調査及び資料閲覧において知り得た情報を第三者に漏らさないこと。
- (5) この誓約書に反する不誠実な行為や故意又は重過失による問題が生じた場合は、本市は調査の中止を求めることができ、この命令を受けた場合は速やかに従うこと。
- (6) 上記又は上記以外の事項について疑義が生じた場合は、本市と協議すること。

【様式 2】施設調査・資料閲覧 申込書及び誓約書

(2/2)

参加者氏名	所属部署	施設調査	資料閲覧	希望日時	調査箇所 (施設調査の場合)
		(参加箇所に○を付けて下さい)			

注 1) 施設調査又は資料閲覧の日時は、希望日時を踏まえて本市から改めて通知する。本市の職員が立ち会う予定であるので、希望に添えない場合があることをあらかじめ了承されたい。またこのため、できるだけ複数の希望日時を提示すること。

注 2) 欄が足りない場合は、本様式に準じて適宜追加すること。

注 3) 申込者の代表者欄には会社印を押印し、押印した原本を施設調査又は資料閲覧時に、本市職員に提出すること。

【様式 3】 入札説明書等に関する質問書

平成 年 月 日

佐世保市水道事業及び下水道事業管理者 吉村 敬一

入札説明書等に関する質問書

「佐世保市北部浄水場（仮称）統合事業」に関する入札説明書等について、以下のとおり質問を提出します。

会 社 名	
-------	--

質 問 箇 所	書 類 名	
	ペ ー ジ	
	項 番	
	項 目	
質 問 内 容		

注 1) 質問は、簡潔かつ具体的に記載すること。

注 2) 質問は、本様式 1 枚につき 1 件とする。質問が複数ある場合は、本様式を複写して用いること。

【様式 4-1】 入札参加表明書（グループ用）

平成 年 月 日

佐世保市水道事業及び下水道事業管理者 吉村 敬一

入札参加表明書

当グループは、平成 21 年 12 月 18 日付で入札公告された「佐世保市北部浄水場（仮称）統合事業」に係る入札に参加することを表明します。

なお、当グループが落札した場合、SPC の設立前までの期間において、代表企業は当グループを代表して貴市と折衝するとともに、グループの名称を冠した代表者名義により設けられた別口預金口座により請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求及び受領を行います。

また、設計業務及び工事について、代表企業と各構成員との間で業務等の分担に関する協定を締結済みであることを表明します。

グ ル ー プ 名	
-----------	--

代 表 企 業	会 社 名			
	所 在 地			
	代 表 者 氏 名		印	
	担 当 者	氏 名		
		所 属 ・ 役 職		
		電 話 ・ F A X		
		電子メールアドレス		
役 割 分 担				
構 成 員	出資予定 会 社	会 社 名		
		所 在 地		
		代 表 者 氏 名	印	
		役 割 分 担		
	協 力 会 社	会 社 名		
		所 在 地		
		代 表 者 氏 名	印	
		役 割 分 担		
	協 力 会 社	会 社 名		
		所 在 地		
		代 表 者 氏 名	印	
		役 割 分 担		

注 1) 欄が足りない場合は、本様式に準じて適宜追加すること。

注 2) 「役割分担」欄には、「設計企業」、「建設企業」（土木・建築、機械設備、電気設備に細分のこと）又は「維持管理企業」の別を記載すること。

【様式 4-2】 入札参加表明書（単独企業用）

平成 年 月 日

佐世保市水道事業及び下水道事業管理者 吉村 敬一

### 入札参加表明書

当社は、平成 21 年 12 月 18 日付で入札公告された「佐世保市北部浄水場（仮称）統合事業」に係る入札に参加することを表明します。

会 社 名	
所 在 地	
代 表 者 氏 名	印
担 当 者	氏 名
	所 属 ・ 役 職
	電 話 ・ F A X
	電子メールアドレス

【様式 5】入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

佐世保市水道事業及び下水道事業管理者 吉村 敬一

入札参加資格確認申請書

グループ名  
代表企業 会 社 名  
所 在 地  
代表者氏名 印

平成 21 年 12 月 18 日付で入札公告された「佐世保市北部浄水場（仮称）統合事業」に係る入札参加資格について確認願いたく、必要書類を添えて申請します。

また、提出書類の記載事項が事実と相違ないことを誓約します。

(担当者連絡先)  
所 属 ・ 役 職  
氏 名  
電 話  
F A X  
電子メールアドレス

注) 単独企業の場合はグループ名は不要である。



## 【様式 6】入札辞退届

平成 年 月 日

佐世保市水道事業及び下水道事業管理者 吉村 敬一

### 入札辞退届

グループ名  
代表企業 会社名  
所在地  
代表者氏名 印

当グループは、平成 21 年 12 月 18 日付で入札公告された「佐世保市北部浄水場（仮称）統合事業」に係る入札に参加表明しましたが、都合により入札を辞退します。

(担当者連絡先)  
所属・役職  
氏 名  
電 話  
F A X  
電子メールアドレス

注) 単独企業の場合はグループ名は不要である。

【様式 7】 第 1 次技術提案書提出届

平成 年 月 日

佐世保市水道事業及び下水道事業管理者 吉村 敬一

第 1 次技術提案書提出届

グループ名  
代表企業 会 社 名  
所 在 地  
代表者氏名 印

佐世保市北部浄水場（仮称）統合事業 入札説明書「4.5 第 1 次技術提案書の提出と技術対話」に基づき、別添のとおり第 1 次技術提案書を提出します。

(担当者連絡先)  
所 属 ・ 役 職  
氏 名  
電 話  
F A X  
電子メールアドレス

注) 単独企業の場合はグループ名は不要である。

【様式 8】技術提案書提出届

平成 年 月 日

佐世保市水道事業及び下水道事業管理者 吉村 敬一

技術提案書提出届

グループ名  
代表企業 会社名  
所在地  
代表者氏名 印

佐世保市北部浄水場（仮称）統合事業 入札説明書「4.6 入札書類の提出」に基づき、別添のとおり技術提案書を提出します。

(担当者連絡先)  
所属・役職  
氏 名  
電 話  
F A X  
電子メールアドレス

注) 単独企業の場合はグループ名は不要である。

## 【様式 9】入札書

平成 年 月 日

佐世保市水道事業及び下水道事業管理者 吉村 敬一

### 入札書

グループ名  
代表企業 会社名  
所在地  
代表者氏名

印

「佐世保市北部浄水場（仮称）統合事業」に関する入札説明書等を承諾の上、下記のとおり入札します。

事業名	佐世保市北部浄水場（仮称）統合事業												
入札価格	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
													也

注 1) 入札価格は、様式 10「入札価格内訳書」の A 欄の金額と一致させること。

注 2) 入札価格は、消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。

注 3) 単独企業の場合はグループ名は不要である。

【様式 10】入札価格内訳書

平成 年 月 日

佐世保市水道事業及び下水道事業管理者 吉村 敬一

入札価格内訳書

グループ名  
代表企業 会 社 名  
所 在 地  
代表者氏名

印

費目			設計・建設期間		維持管理・運営期間		合計
			平成 22～26 年度 までの各年度額	計	平成 27～41 年度 までの各年度額	計	
建設工事請負代金	設計費	基本設計費					
		詳細設計費					
		その他					
		計					
	建設費	土木・建築工事費					
		機械設備工事費					
		電気設備工事費					
		工事現場管理費					
		その他					
	計						
	撤去費	土木・建築工事費					
		その他					
		計					
合計							
業務委託料	基本維持管理費	人件費					
		動力費					
		光熱水費					
		通信運搬費					
		修繕費					
		材料費					
		薬品費					
		委託費					
		その他業務費					
		保険料					
		公租公課					
		その他諸経費					
		利益					
	合計						
総 計							A

注 1) 本様式に準じて各年度の内訳額を明記すること。

注 2) A 欄の金額は、様式 9 (入札書) の入札価格と一致していること。

注 3) 単独企業の場合はグループ名は不要である。

【様式 11】 入札送付用封筒記載要領

(表 面)

郵便事業株式会社佐世保支店 留		親展	入札書 (朱書き)
佐世保市水道事業及び下水道事業管理者 様 (佐世保市水道局 行)			
		開札日	平成22年7月1日
工事番号及び名称	21佐水建第〇〇号 佐世保市北部浄水場(仮称)統合事業		

(裏 面)

差出人	住 所		
	グループ名		

※ 封筒の大きさは、長形3号とする。

差出人	住 所		
	グループ名		

※ 封筒の裏面に封印をする。

注 1) 「長形 3 号封筒」を用い、入札書(様式 9)及び入札価格内訳書(様式 10)を封筒に入れ封印し、封筒表面には開札日、事業の名称を記入のうえ「入札書」と朱書きし、封筒裏面には差出人名を記入して郵送すること。

注 2) 封筒の宛名は、「郵便事業佐世保支店留、佐世保市役所水道局行」とし、佐世保市水道事業及び下水道事業管理者宛の「親展」として郵送すること。

注 3) 単独企業の場合は、グループ名は当該単独企業名とすること。

【様式 12】 委任状

平成 年 月 日

佐世保市水道事業及び下水道事業管理者 吉村 敬一

委 任 状

委 任 者 (代表企業)	会 社 名	
	所 在 地	
	代表者氏名	印

私は、下記の者を代理人と定め、「佐世保市北部浄水場（仮称）統合事業」の入札手続きに係る下記の権限を委任します。

受 任 者 (代理人)	住 所	
	名 称 等	
	所属・役職	
	氏 名	印
委 任 事 項	1. 入札参加資格確認申請書類の提出について 2. 第1次技術提案書の提出について 3. 技術提案書の提出について 4. 入札辞退届の提出について 5. 開札の立会いについて	

※) 委任事項には、該当番号に○を付すこと。